

2021年 1月 18日

米沢市教育委員会
教育長 土屋 宏 様

米沢市教職員組合
執行委員長 高橋 宏 彰

ゆきとどいた教育を実現するための要求書

学校は、発達の途上にある子どもたちが主人公です。そこは、寄り道も失敗もあたたかく包み込み、多様な学びの道筋を保障する人間らしさあふれる場であるはずです。わたしたち教職員は、どの子ども健やかに育ってほしい、という父母・市民の願いや、子どもたちの成長の希望に応えるために日々努力を重ねています。

しかし新型コロナウイルスの感染拡大による一斉休校、諸行事削減、詰め込みの日課と教育課程などにより、子どもたちは大きなストレスを受けています。また教職員も、子どもたちの安全確保、度重なる教育課程の見直し、諸会議や放課後の消毒作業などによる大幅な時間外勤務の増加により、精神的な負担も増大しています。

いま教育行政がなすべきことは、こうした学校現場の実態と、当たり前前の学校生活を取り戻したいという子ども・父母・教職員の願いに応え、必要な条件整備と予算措置をはかることです。

不登校や生活指導上の諸問題、様々な学級経営上の困難など、多くの課題をかかえる教育現場を改善し、ゆきとどいた教育を実現するため、本市教育行政の条件整備にかかわる以下の要求に対して、誠意を持って検討され実現されるよう要求致します。

1 新型コロナウイルス感染症対策にかかわる要求

(1) 【国・文科省への要望について】

今後も新型コロナウイルス対策が長期にわたることが予想され、学校の休校、教育課程の変更もあり得る状況であることから、子どもたちの安全確保と教育活動の継続、子どもたちの不安やストレスへの対応、教職員の過重な労働状況を改善するため、県とともに国・文科省に以下のことを強く要請すること。

- ① 小学校のみの 35 人学級ではなく、義務・高校標準法を抜本的に改正し、小中高全学年で 20 人程度の学級定数とすること。
- ② 当面の定数改善について、加配定数の一部を基礎定数に振替えることなく、むしろ加配を拡充すること。
- ③ 複式学級を廃止し、各学年ごとの授業を保障すること。
- ④ 特別支援学級の編制を 6 人までとすること。
- ⑤ 学習指導要領について、全教科について年度・学年をまたぐ弾力的な運用を可能とするとともに、現行要領の過密な教育課程を抜本的に見直すこと。
- ⑥ 全国学力・学習状況調査を廃止すること。
- ⑦ 教員免許更新制を廃止すること。
- ⑧ スクールサポートスタッフ・学習指導員等について、配置を来年度以降も継続すること。

(2) 【県への要望について】

本市においては、県に対し以下のことを要請すること。

- ① 密を避け安全を確保するために、さんさんプランの対象とならない多人数単学級を解消

する方策の検討を始めること。

- ② スクールサポートスタッフ・学習指導員等について、未配置をなくすとともに、その待遇を改善すること。
- ③ 産育休代、病代等をすみやかに配置し、未配置をなくすこと。
- ④ 授業時数を確保するため、県教委、教育事務所、教育センター等における出張を伴う校外研修や諸会議を削減すること。特に初任者研修・中堅教諭等資質向上研修の校外研修は、日数の削減を行うこと。
- ⑤ 授業時数を確保するため、法定研修ではないフォローアップ研修及び経5年研修を廃止すること。
- ⑥ 山形県学力等調査を廃止すること。
- ⑦ 高校入学者選抜について、出題範囲や内容、出題方法について、休校や教育課程の変更等により地域・学校によって志願者が不利にならないようにすること。
- ⑧ 学校での集団感染を防止するため、教職員の定期的なPCR検査を全額公費負担で行うこと。

(3) 【本市における対応について】

本市においては、以下のような取り組みを進めること。

- ① 市教委委嘱研究指定校について、感染防止の観点から当面公開研究発表会を行わず、研究成果の発表は、研究紀要による報告または参加者を制限した研究報告会のような形で行うこと。
- ② 市教委が共催する各種記録会、発表会等については、この機会に主催団体とその縮小・廃止について協議を行うこと。
- ③ 特別教室へのエアコン設置を完備すること。
- ④ 校内の消毒作業にかかわる教職員の負担を軽減する措置を講ずること。
- ⑤ 市教委が運営にかかわる教育研究会について、今後のコロナ対応の長期化を見通し、運営方針・活動内容・部会数等を抜本的に見直し、A研B研の開催数・出張等について縮小をはかること。

2 「変形労働時間制」にかかわる要求

- (1) 山形県教育委員会規則第12号（令和2年7月21日公布）について、以下のように運用するべく管理職を指導すること。
 - ① 「在校等時間」は本来の勤務時間ではないことを周知させ、管理職が「在校等時間」を勤務時間とみなして勤怠管理をすることのないようにすること。
 - ② 「在校等時間」を月45時間以下に抑制することをもって「適正」とせず、あくまで給特法・政令・給特条例に従い、限定4項目以外の時間外勤務を行わせないようにすること。
- (2) 変形労働時間制について、本県における条例化を行わないよう県教委に求めるとともに、かりに本県において条例化された場合においても、本市においては導入しないこと。

10 人事にかかわる要求

- (7) 産代・病代・学習支援員・スクールサポートスタッフ等の未配置をなくすよう、市教委として県教委及び教育事務所に強く要請すること。